

新学校給食センター整備等事業アドバイザー業務委託仕様書

1. 業務名

新学校給食センター整備等事業アドバイザー業務委託

2. 業務目的

本業務は、平成31年3月に策定した「江南市学校給食基本計画」及び令和3年度において実施したPFI導入可能性調査の結果を踏まえ、江南市がPFI方式による新たな学校給食センターの設計・建設・運営（以下、「本事業」という。）を担う事業者の公募・選定・契約を行うにあたり、実施方針・要求水準書等の策定から協定書・契約書等の作成に至る一連の業務について、業務上必要な金融、法務及び技術面における支援並びに必要となる調査・検討及び資料作成等の支援を受ける事を目的として実施するものである。

3. 契約期間

契約締結日の翌日から令和5年3月31日まで

4. 業務内容

(1) PFI事業者の募集・選定に係る支援

①実施方針（案）の作成及び公表

事業内容や事業者の選定スケジュール、参加資格要件、リスク分担等を記載した実施方針（案）を作成等するとともに、これらに付随する業務支援を行う。

②要求水準書（案）の作成及び公表

事業者に求める施設整備及び管理運営のサービス内容・水準等について、民間事業者の創意工夫、ノウハウ等を最大限に発揮できるような要求水準書（案）を作成等するとともに、これらに付随する業務支援を行う。

③特定事業の選定書類（案）の作成

特定事業の選定及び公表のため、業務内容及び精査したVFM等を示した必要資料（案）を作成等するとともに、これらに付随する業務支援を行う。

④入札説明書（案）の作成

事業内容・選定スケジュール・参加資格要件・対価の支払方法・契約に関する事項等を検討し、入札説明書（案）を作成するとともに、これらに付随する業務支援を行う。

⑤落札者決定基準（案）の作成

本事業の入札に係る評価項目や評価視点、配点等を整理し、落札者決定基準案を作成する。

⑥質問回答書（案）の作成

実施方針・要求水準書・入札説明書等に対し、事業者から提出された質問及び意見について整理するとともに、回答書（案）の作成を行う。

⑦説明会の開催

事業者公募に際して実施する説明会の開催支援を行い、これらに付随する業務支援を行う。

⑧様式集（案）の作成

参加資格の確認に関する提出書類及び事業者の提案書様式など、必要となる記載事項等を整理し、様式集（案）を作成する。

⑨基本協定書（案）の作成

事業者と締結する協定内容（案）を作成等するとともに、これらに付随する業務支援を行う。

⑩事業契約書（案）の作成

選定された事業者との契約締結に向けた事前検討及び事業契約書（案）を作成等するとともに、これらに付随する業務支援を行う。

(2) P F I 事業者選定委員会の設置及び運営支援

①選定委員会の設置支援

事業者選定にあたり必要となる選定委員会について、委員の抽出支援を行う。委員となる学識経験者については、推薦等の必要な支援を行う。

②選定委員会の運営支援

議題の提案、開催及び運営に必要な資料を作成するとともに、当該委員会へ出席し、会議の進行及び議事録の作成を行う。

5. 成果品

受託者は、本業務が完了したときは、次の成果品を提出するものとする。

なお、成果品納品後において、不備等が発見された場合は、受託者は遅滞なく訂正するものとし、この場合において、委託者の責めに帰す場合を除くほか、これに要する費用は受託者の負担とする。

①「4. 業務内容」に掲げる業務報告書 2部

②上記電子データ 一式

6. 所有権

本業務に係る成果物等に関する権利は委託者に帰属するものとし、委託者の承諾なしに使用又は公表してはならない。

7. 守秘義務

受託者は当該事業を進めるにあたり知り得た事項について、委託者が公表する事項は公表する前に、それ以外の事項については一切を他に漏らしてはならない。

なお、本業務を実施する上で必要な調査において、必要とする事項については委託者と協議の上、その指示に従うものとする。

8. 委託料の支払い

委託料の支払いは業務完了後の一括払いとする。

9. 民間事業者の兼務受託の禁止

本業務を受託した者（再委託又は下請等の者を含む）は、本事業に応募又は参加しようとする民間事業者のコンサルタント等になることはできないものとする。

10. その他

本業務の遂行にあたり、この業務仕様書の内容に疑義が生じた場合及びこの業務仕様書に定めのない事項については、必要に応じて委託者及び受託者が双方協議して定める。